平成３０年（フ）第１５８号
静岡県磐田市福田中島3440番地２　ゆうあい201
債務者　小屋敷亜矢（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
滋賀県米原市高溝315番地１　フォレストリバー203号、前住所大分県大分市大字生石459番地の19
債務者　立石　哲也
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
滋賀県長浜市千草町328番地２
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
滋賀県長浜市郷野町335番地
債務者　岡本　竜久
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第１７７号
兵庫県加古川市尾上町池田1568番地　アウローラＡ―201号
債務者　西口さとみ
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２１７号
広島市東区曙２丁目２番６―303号
債務者　中本しのぶ
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５号
長崎県対馬市厳原町久田道1503番地
債務者　築城　昭雄
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月16日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
北海道小樽市長橋４丁目３番19号　コーポミキNo.２―201号、前住所北海道小樽市長橋４丁目３番19号　コーポミキNo.２―203号
債務者　森　千代子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第５７号
北海道苫小牧市元中野町３丁目７番13号　エスポアール102号
債務者　吉岡　顕一（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第５９号
北海道苫小牧市光洋町２丁目７番６号ベルコモンズ光洋203
債務者　秋川　達彦
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第６２号
岐阜県大垣市笠縫町１番地１　ワールドビル104
債務者　岡　　早紀（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４１号
青森県八戸市白銀台３丁目８番地１　市営住宅２―２―３、前住所青森県八戸市岬台２丁目25番３号
債務者　鎌田　真穂
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
青森県八戸市大字長苗代字内舟渡43番地２
債務者　松田　和弘
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
青森県八戸市下長４丁目４番９―14号　県営９号棟１の４
債務者　横田　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１８４号
宮城県塩竈市大日向町30番３号　サンハイツ大日向弐番館203号
債務者　佐藤　勇喜（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
福島県田村市船引町船引字四城内前86番地
債務者　箭内　雄次
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
新潟市中央区高志１丁目10番12号　セジュールすみれ205号、前住所新潟市中央区近江２丁目20番22号　コーポ山二Ａ206号
債務者　弦弓　　明
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部